

令和元年 5 月 31 日

## 告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 1 号に基づき、カシミボクシングジム（以下「カシミジム」という）のクラブオーナーである樫見直幸（ライセンス No.23170）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 樫見直幸会長は、平成 31 年 4 月 21 日、石川県金沢市で行われた神成麻美（カシミ） vs 満田美紀（姫路木下）の女子日本フェザー級王座決定戦の試合後において、試合中のレフェリングを不服とし、レフェリーを大声で呼びつけるなど、また満田選手が神成選手の首を押さえつけた行為を、レフェリーの首を押さえつけて樫見会長が実技で抗議するなどし、通常の抗議行動を逸脱した。

このことはボクシングのスポーツとしての清廉なイメージを毀損する行為であり、当財団は樫見会長を嚴重注意処分とする。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション